空家等情報登録制度（空き家バンク）の流れ

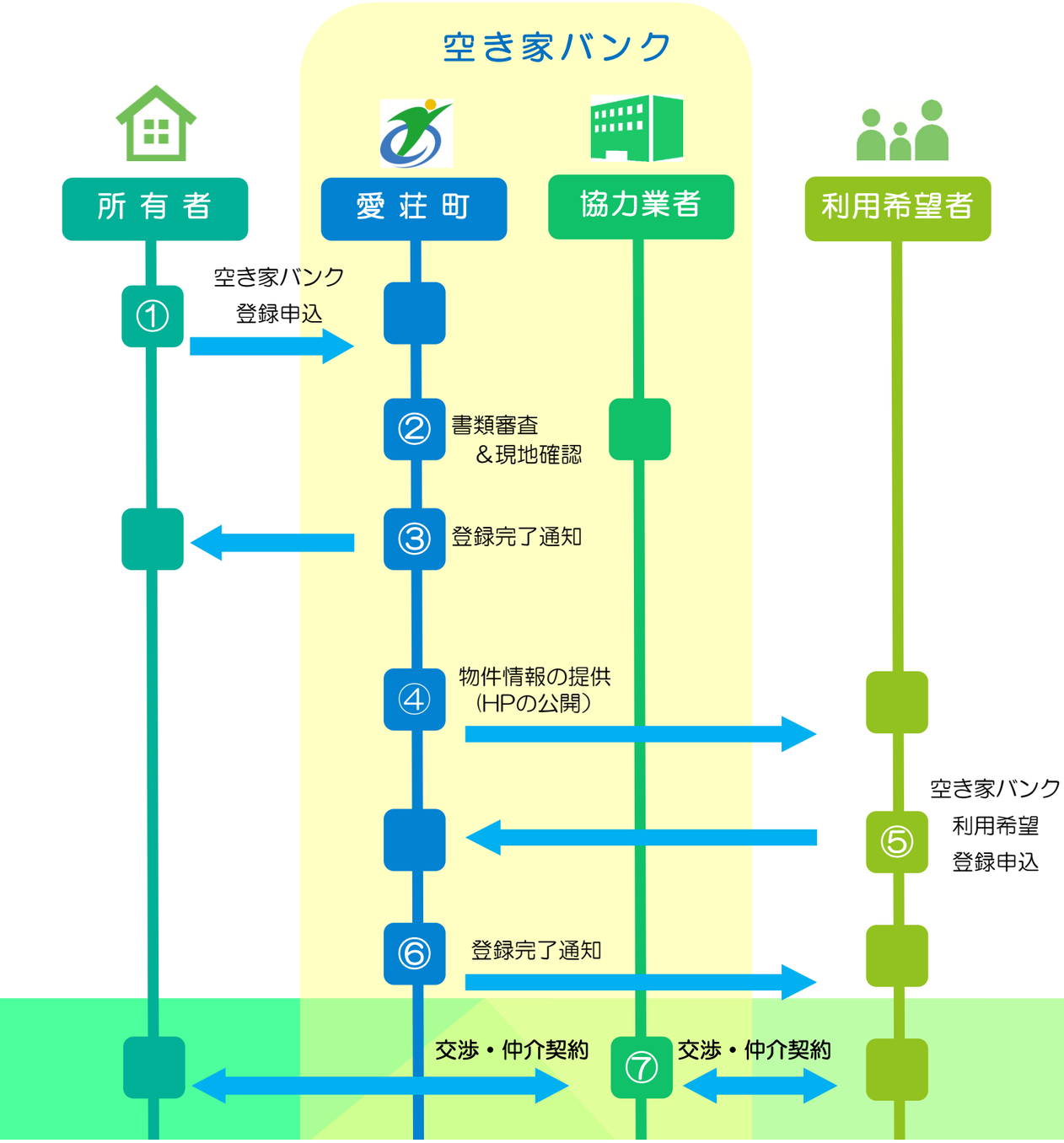

※利用上の注意

- ➤当制度は、空家等情報（売買・賃貸）を収集・登録し、愛荘町への移住定住等を希望されている方に空家等の情報を提供するものです。
- ➤町は、空家等の情報を移住定住希望者に紹介しますが、物件の斡旋や仲介等は行いません。物件に関する交渉や契約等は、愛荘町商工会から派遣された宅地建物取引業者の仲介で行っていただきます。

愛荘町では「空き家」を募集しています！

愛荘町では、町内における空き家の有効活用と移住交流による地域の活性化を図るため、愛荘町商工会と協力し空家等情報登録制度（空き家バンク）を設けています。

空き家を「売りたい」「貸したい」と考えておられる所有者の方は、ぜひ愛荘町役場みらい創生課までご連絡下さい。

空き家所有者

① 空き家の登録申込

② 交渉・契約

空き家バンク(愛荘町)

町ホームページなどで登録された物件の情報提供をします

協力業者

愛荘町商工会から派遣された宅地建物取引業者が仲介をします

利用希望者

① 登録物件情報の閲覧

② 交渉・契約

【お問い合わせ先】愛荘町役場みらい創生課

電話：0749-29-9046　FAX：0749-42-7377

Mail：seisaku@town.aisho.lg.jp

令和３年度から
新たな補助金制度が始まっています！

○ **県内随一**の改修補助金額！
（基本上限300万円に加えて加算措置も！）
○ **荷物処分費**についても補助！
○ 改修補助は所有者・利用者**どちらでも活用可能**！

ここがPoint

＊内容は変更となる場合があります

町では、空き家や空き店舗の所有者の方・利活用したい方が
もっとやりたいことができるように、新たに補助制度を創設しました。

＊愛荘町空家等情報登録制度（空き家バンク）に登録されている物件に限り、利用可能です

◆住宅編（店舗併用住宅含む）◆

所有者
（売主・貸主）

改修・荷物処分

改修

利用者
（買主・借主）

【申請者が所有者の場合】
○改修事業・・・補助上限額：３００万円
※事業費に対して２分の１の補助
○荷物処分事業・・・補助上限額：１０万円
※事業費に対して２分の１の補助

【申請者が利用者の場合】
○改修事業・・・補助上限額：３００万円
※事業費に対して２分の１の補助
加　　算　：　**最大補助上限額を５０万円加算**（要件有）

◆店舗編◆

所有者
（売主・貸主）

改修・荷物処分

改修

利用者
（買主・借主）

【申請者が所有者の場合】
○改修事業・・・補助上限額：３００万円
※事業費に対して２分の１の補助
○荷物処分事業・・・補助上限額：１０万円
※事業費に対して２分の１の補助

【申請者が利用者の場合】
○改修事業・・・補助上限額：３００万円
※事業費に対して２分の１の補助

申請書はコチラから！
・愛荘町ホームページ
空き家情報登録制度
https://www.town.aisho.shiga.jp/kurashi_tetsuzuki/sumai/akiya/1283.html

QRコード

※当制度は、同一の空き家に対して１回限りの補助となります。